

新潟県条例第4号

新潟県手数料条例の一部を改正する条例

新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改正後					改正前				
別表（第3条関係） （1）～（2）の2（略） （3）福祉保健部関係					別表（第3条関係） （1）～（2）の2（略） （3）福祉保健部関係				
	対象となる事務	名称	区分	金額		対象となる事務	名称	区分	金額
(略)					(略)				
20 及 び 21	削除				20	削除			
					21	歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第16条の規定に基づく厚生労働省令の規定による歯科技工士国家試験合格証明書の交付	歯科技工士国家試験合格証明書交付手数料		1件につき 3,000円
(略)					(略)				
(4)・(5)（略）					(4)・(5)（略）				
(6) 土木部関係					(6) 土木部関係				
	対象となる事務	名称	区分	金額		対象となる事務	名称	区分	金額
(略)					(略)				
35	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成	長期優良住宅建築等計画認定申	(1) 新築をしようとする住宅が一	(略)	35	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成	長期優良住宅建築等計画認定申	(1) 建築をしようとする住宅が一	(略)

20年法律第87号) 第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	請手 数料	戸建てである場合 ((3)に該当する場合を除く。)		20年法律第87号) 第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	請手 数料	戸建てである場合 ((3)に該当する場合を除く。)		
		(2) <u>新</u> 築をしようとする住宅が共同住宅等である場合 ((4)に該当する場合を除く。)	(略)				(2) <u>建</u> 築をしようとする住宅が共同住宅等である場合 ((4)に該当する場合を除く。)	(略)
		(3) <u>新</u> 築をしようとする住宅が一戸建てである場合 (当該申請書に住宅の品質確保の促進等	(略)				(3) <u>建</u> 築をしようとする住宅が一戸建てである場合 (当該申請書に住宅の品質確保の促進等	(略)

に関する法律（平成11年法律第81号）第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（同法第5条第1項に規定する住宅性能評価に係る部分について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適

に関する法律（平成11年法律第81号）第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（同法第5条第1項に規定する住宅性能評価に係る部分について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適

		合するものに限る。)を添えた場合(以下「当初申請書に設計住宅性能評価書を添えた場合」という。)に限る。)				合するものに限る。)を添えた場合(以下「当初申請書に設計住宅性能評価書を添えた場合」という。)に限る。)	
	(4) <u>新</u> 築をしようとする住宅が共同住宅等である場合(当初申請書に設計住宅性能評価書を添えた場合に限	(略)				(4) <u>建</u> 築をしようとする住宅が共同住宅等である場合(当初申請書に設計住宅性能評価書を添えた場合に限	(略)

る。)	
(5) 増築又は改築をしようとする住宅（新築の時に長期優良住宅建築等計画の認定を受けていないものに限る。）が一戸建てである場合	1件につき 9,700円（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出を行う場合にあっては、建築確認等手数料額に9,700円を加えた額）
(6) 増築又は改築をしようとする住宅（新築の時に長期優良住宅建築等計画の認定を受	1件につき、次に掲げる額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出を行う場合にあっては、その額に建築確認等手数料額を加えた額）を、申請に係る共同住宅等について同時に申請された住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額） (1) 総戸数が5戸

る。)

			<p>けていないものに限る。)が共同住宅等である場合</p> <p>以内のものについては、20,600円</p> <p>(2) 総戸数が5戸を超え10戸以内のものについては、33,200円</p> <p>(3) 総戸数が10戸を超え25戸以内のものについては、45,800円</p> <p>(4) 総戸数が25戸を超え50戸以内のものについては、81,900円</p> <p>(5) 総戸数が50戸を超え100戸以内のものについては、137,700円</p> <p>(6) 総戸数が100戸を超え200戸以内のものについては、224,100円</p> <p>(7) 総戸数が200戸を超え300戸以内のものについては、274,600円</p> <p>(8) 総戸数が300戸を超えるものについては、292,600円</p>						
36	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	(1) <u>新築の時に認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更</u> をしようとす	(略)	36	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	(1) <u>建築</u> をしようとする住宅が一戸建てである場合((3)に該当する場合を	(略)

<p>(同法第9条第1項の規定による申請に係るものを除く。)の申請に対する審査</p>	<p>る住宅が一戸建てである場合 ((3)に該当する場合を除く。)</p>		<p>(同法第9条第1項の規定による申請に係るものを除く。)の申請に対する審査</p>	<p>除く。)</p>	
	<p>(2) <u>新築の時に認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更</u>をしようとする住宅が共同住宅等である場合 ((4)に該当する場合を除く。)</p>	<p>(略)</p>		<p>(2) <u>建築</u>をしようとする住宅が共同住宅等である場合 ((4)に該当する場合を除く。)</p>	<p>(略)</p>
	<p>(3) <u>新築の時に認定を受けた</u></p>	<p>(略)</p>		<p>(3) <u>建築</u>をしようとする住宅</p>	<p>(略)</p>

<p>等で ある 場合 (当 初申 請書 に設 計住 宅性 能評 価書 を添 えた 場合 に限 る。)</p>				
<p>(5) 増 築の 時又 は改 築の 時に 認定 を受 けた 長期 優良 住宅 建築 等計 画の 変更 をし よう とす る住 宅が 一戸 建て であ る場 合</p>	<p>1 件につき 4,800円(長期優良 住宅の普及の促進 に関する法律第8 条第2項において 準用する同法第6 条第2項の規定に よる申出を行う場 合にあつては、建 築確認等手数料額 に4,800円を加え た額)</p>			
<p>(6) 増 築の 時又 は改 築の 時に 認定 を受</p>	<p>1 件につき、次に 掲げる額(長期優 良住宅の普及の促 進に関する法律第 8条第2項におい て準用する同法第 6条第2項の規定 による申出を行う</p>			

を添
えた
場合
に限
る。)

			<p>けた長期優良住宅建築等計画の変更をしようとする住宅が共同住宅等である場合</p> <p>場合にあつては、その額に建築確認等手数料額を加えた額)を、申請に係る共同住宅等について同時に申請された住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)</p> <p>(1) 総戸数が5戸以内のものについては、10,300円</p> <p>(2) 総戸数が5戸を超え10戸以内のものについては、16,600円</p> <p>(3) 総戸数が10戸を超え25戸以内のものについては、22,900円</p> <p>(4) 総戸数が25戸を超え50戸以内のものについては、40,900円</p> <p>(5) 総戸数が50戸を超え100戸以内のものについては、68,800円</p> <p>(6) 総戸数が100戸を超え200戸以内のものについては、112,000円</p> <p>(7) 総戸数が200戸を超え300戸以内のものについては、137,300円</p> <p>(8) 総戸数が300戸を超えるものについては、146,300円</p>				
(略)				(略)			
41	建築物のエネルギー	建築物エネルギー		1件につき、次に掲げる額を合算した額(建築物のエ			

<p>消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>ギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>エネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定による申出を行う場合にあつては、その額に建築確認等手数料額を加えた額)</p> <p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分(以下「住宅部分」という。)については、次に掲げる額</p> <p>ア 一戸建ての住宅の床面積(以下「戸建て住宅面積」という。)が200平方メートル未満のものについては、32,200円(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項の基準に適合するかどうかの審査(以下この項及び42の項において「技術的審査」という。)を行わない場合にあつては、5,800円)</p> <p>イ 戸建て住宅面積が200平方メートル以上のものについては、35,800円(技術的審査を行わない場合にあつては、</p>
---	--------------------------	---

5,800円)

ウ 一戸建ての住宅以外の建築物のうち申請に係る住戸の部分（申請に係る住宅部分に住戸以外の部分を含む場合は、当該部分を含む。）の床面積（以下「共同住宅等面積」という。）が300平方メートル未満のものについては、63,400円（技術的審査を行わない場合にあっては、10,000円）

エ 共同住宅等面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、107,600円（技術的審査を行わない場合にあっては、22,400円）

オ 共同住宅等面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、180,200円（技術的審査を行わない場合にあっては、44,600円）

カ 共同住宅等面積が5,000平方メートル以上のものについては、

256,500円(技術的審査を行わない場合にあつては、76,400円)

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分(以下「非住宅部分」という。)で標準入力法等による基準(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項及び43の項において「基準省令」という。)第8条第1号ロ(1)の基準をいう。42の項において同じ。)に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額

ア 床面積が300平方メートル未満のものについては、205,700円(技術的審査を行わない場合にあつては、10,000円)

イ 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、334,500円(技術的審査を行わない場合にあつて

は、28,400円)

ウ 床面積が
2,000平方メ
ートル以上
5,000平方メ
ートル未満の
ものについて
は、475,600
円(技術的審
査を行わない
場合にあつて
は、76,400円)

エ 床面積が
5,000平方メ
ートル以上
10,000平方メ
ートル未満の
ものについて
は、584,900
円(技術的審
査を行わない
場合にあつて
は、118,400
円)

オ 床面積が
10,000平方メ
ートル以上
25,000平方メ
ートル未満の
ものについて
は、690,500
円(技術的審
査を行わない
場合にあつて
は、148,400
円)

カ 床面積が
25,000平方メ
ートル以上の
ものについて
は、787,200
円(技術的審
査を行わない
場合にあつて
は、184,400
円)

(3) 非住宅部分で
モデル建物法に
よる基準(基準
省令第8条第1
号ロ(2)の基準

をいう。42の項
において同じ。)
に適合するかど
うかの審査を行
うものについて
は、次に掲げる
額

ア 床面積が
300平方メー
トル未満のも
のについて
は、79,600円
(技術的審査
を行わない場
合にあつて
は、10,000円)

イ 床面積が
300平方メー
トル以上
2,000平方メ
ートル未満の
ものについて
は、135,200
円(技術的審
査を行わない
場合にあつて
は、28,400円)

ウ 床面積が
2,000平方メ
ートル以上
5,000平方メ
ートル未満の
ものについて
は、216,300
円(技術的審
査を行わない
場合にあつて
は、76,400円)

エ 床面積が
5,000平方メ
ートル以上
10,000平方メ
ートル未満の
ものについて
は、281,100
円(技術的審
査を行わない
場合にあつて
は、118,400
円)

オ 床面積が

				<p>10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のものについては、336,900円（技術的審査を行わない場合にあつては、148,400円）</p> <p>カ 床面積が25,000平方メートル以上のものについては、394,600円（技術的審査を行わない場合にあつては、184,400円）</p>
42	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	(1) 住宅部分又は非住宅部分の床面積の増加をしようとする場合	増加をしようとする住宅部分又は非住宅部分の床面積に応じて41の項と同じ方法で算出した額とする。
			(2) その他の場合	<p>1件につき、次に掲げる額を合算した額（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出を行う場合にあつては、その額に建築確認等手数料額を加えた額）</p> <p>(1) 住宅部分については、次に掲</p>

げる額

ア 戸建て住宅

面積が200平方メートル未満のものについては、16,100円（技術的審査を行わない場合にあっては、2,900円）

イ 戸建て住宅

面積が200平方メートル以上のものについては、17,900円（技術的審査を行わない場合にあっては、2,900円）

ウ 共同住宅等

面積が300平方メートル未満のものについては、31,700円（技術的審査を行わない場合にあっては、5,000円）

エ 共同住宅等

面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、53,800円（技術的審査を行わない場合にあっては、11,200円）

オ 共同住宅等

面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、90,100円（技術的審査を行

わない場合に
あつては、
22,300円)

カ 共同住宅等
面積が5,000
平方メートル
以上のものに
ついては、
128,300円(技
術的審査を行
わない場合に
あつては、
38,200円)

(2) 非住宅部分で
標準入力法等に
よる基準に適合
するかどうかの
審査を行うもの
については、次
に掲げる額

ア 床面積が
300平方メー
トル未満のも
のについて
は、102,900
円(技術的審
査を行わない
場合にあつて
は、5,000円)

イ 床面積が
300平方メー
トル以上
2,000平方メ
ートル未満の
ものについて
は、167,300
円(技術的審
査を行わない
場合にあつて
は、14,200円)

ウ 床面積が
2,000平方メ
ートル以上
5,000平方メ
ートル未満の
ものについて
は、237,800
円(技術的審
査を行わない
場合にあつて
は、38,200円)

エ 床面積が
5,000平方メ
ートル以上
10,000平方メ
ートル未満の
ものについて
は、292,500
円（技術的審
査を行わない
場合にあつて
は、59,200円）

オ 床面積が
10,000平方メ
ートル以上
25,000平方メ
ートル未満の
ものについて
は、345,300
円（技術的審
査を行わない
場合にあつて
は、74,200円）

カ 床面積が
25,000平方メ
ートル以上の
ものについて
は、393,600
円（技術的審
査を行わない
場合にあつて
は、92,200円）

(3) 非住宅部分で
モデル建物法に
よる基準に適合
するかどうかの
審査を行うもの
については、次
に掲げる額

ア 床面積が
300平方メー
トル未満のも
のについて
は、39,800円
（技術的審査
を行わない場
合にあつて
は、5,000円）

イ 床面積が
300平方メー
トル以上
2,000平方メ

			<p>メートル未満のものについては、67,600円（技術的審査を行わない場合にあつては、14,200円）</p> <p>ウ 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、108,200円（技術的審査を行わない場合にあつては、38,200円）</p> <p>エ 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものについては、140,600円（技術的審査を行わない場合にあつては、59,200円）</p> <p>オ 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものについては、168,500円（技術的審査を行わない場合にあつては、74,200円）</p> <p>カ 床面積が25,000平方メートル以上のものについては、197,300円（技術的審査を行わない場合にあつては、92,200円）</p>
43	建築物	建築	1件につき、次に

<p>のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査</p>	<p>物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料</p>	<p>掲げる額を合算した額</p> <p>(1) 住宅部分で性能基準（基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準をいう。）に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額</p> <p>ア 戸建て住宅面積が200平方メートル未満のものについては、32,200円（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の基準に適合するかどうかの審査（以下この項において「技術的審査」という。）を行わない場合にあつては、5,800円）</p> <p>イ 戸建て住宅面積が200平方メートル以上のものについては、35,800円（技術的審査を行わない場合にあつては、5,800円）</p> <p>ウ 共同住宅等面積が300平方メートル未満のものについては、63,400円（技術的審査を行わない場合にあつては、</p>
--	------------------------------	---

10,000円)

エ 共同住宅等
面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、107,600円（技術的審査を行わない場合にあつては、22,400円）

オ 共同住宅等
面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、180,200円（技術的審査を行わない場合にあつては、44,600円）

カ 共同住宅等
面積が5,000平方メートル以上のものについては、256,500円（技術的審査を行わない場合にあつては、76,400円）

(2) 住宅部分で仕様基準（基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準をいう。）に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額

ア 戸建て住宅
面積が200平方メートル未満のものについては、17,200円（技術的審査を行

わない場合に
あつては、
5,800円)

イ 戸建て住宅
面積が200平
方メートル以
上のものにつ
いては、
18,400円(技
術的審査を行
わない場合に
あつては、
5,800円)

ウ 共同住宅等
面積が300平
方メートル未
満のものにつ
いては、
31,000円(技
術的審査を行
わない場合に
あつては、
10,000円)

エ 共同住宅等
面積が300平
方メートル以
上2,000平方
メートル未満
のものについ
ては、55,400
円(技術的審
査を行わない
場合にあつて
は、22,400円)

オ 共同住宅等
面積が2,000
平方メートル
以上5,000平
方メートル未
満のものにつ
いては、
96,800円(技
術的審査を行
わない場合に
あつては、
44,600円)

カ 共同住宅等
面積が5,000
平方メートル
以上のもの
については、

144,200円(技術的審査を行わない場合にあつては、76,400円)

(3) 非住宅部分で標準入力法等による基準(基準省令第1条第1項第1号イの基準をいう。)に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額

ア 床面積が300平方メートル未満のものについては、205,700円(技術的審査を行わない場合にあつては、10,000円)

イ 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、334,500円(技術的審査を行わない場合にあつては、28,400円)

ウ 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、475,600円(技術的審査を行わない場合にあつては、76,400円)

エ 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の

ものについて
は、584,900
円（技術的審
査を行わない
場合にあつて
は、118,400
円）

オ 床面積が
10,000平方メ
ートル以上
25,000平方メ
ートル未満の
ものについて
は、690,500
円（技術的審
査を行わない
場合にあつて
は、148,400
円）

カ 床面積が
25,000平方メ
ートル以上の
ものについて
は、787,200
円（技術的審
査を行わない
場合にあつて
は、184,400
円）

(4) 非住宅部分で
モデル建物法に
よる基準（基準
省令第1条第1
項第1号口の基
準をいう。）に適
合するかどうか
の審査を行うも
のについては、
次に掲げる額

ア 床面積が
300平方メー
トル未満のも
のについて
は、79,600円
（技術的審査
を行わない場
合にあつて
は、10,000円）

イ 床面積が
300平方メー
トル以上

					2,000平方メートル未満のものについては、135,200円（技術的審査を行わない場合にあつては、28,400円）
				ウ	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、216,300円（技術的審査を行わない場合にあつては、76,400円）
				エ	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものについては、281,100円（技術的審査を行わない場合にあつては、118,400円）
				オ	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものについては、336,900円（技術的審査を行わない場合にあつては、148,400円）
				カ	床面積が25,000平方メートル以上のものについては、394,600円（技術的審査を行わない場合にあつて

				は、184,400 円)	
(6)の2～(9)	(略)				(6)の2～(9) (略)

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第3号の表の改正は、公布の日から施行する。